

平成23年「東北地方太平洋沖地震」等により被災されたお客さまの 避難先におけるガス料金の特別措置について

この度の東北地方太平洋沖地震等により被災されたお客さまに、心からお見舞い申し上げます。

平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震により、岩手県、宮城県、福島県の全域、および、青森県、茨城県、栃木県、千葉県の一部の地域に災害救助法が適用されました。

このため、当社は、同地震により平成23年3月11日以降災害救助法が適用された地域等において被災され当社の供給区域内に避難されたお客さま、ならびに災害救助法が適用された当社の供給区域内（千葉県浦安市）において被災されたお客さまに対して、ガス料金の特別措置を講ずるために、本日、経済産業大臣に「供給約款以外の供給条件」の実施について認可申請し、下記のとおり同日認可されました。

1. 適用対象

- (1) 東北地方太平洋沖地震により災害救助法が適用された地域(※1)等において被災され、当社の供給区域内に避難されたお客さま
 - (2) 災害救助法が適用された当社の供給区域内（千葉県浦安市）において被災されたお客さま
- (1) (2) のいずれも、当社にお申し出のあった場合に適用させていただきます。

2. 特別措置の内容

被災されたお客さまの避難先におけるガス料金の支払期日(※2)について、平成23年3月分は3か月間、4月分は2か月間、5月分は1か月間、それぞれ延長いたします。

3. お問い合わせ先

京葉ガスお客さまコールセンター TEL. (松戸) 047-361-0211

受付時間／月曜日～土曜日 9:00～19:00

休業日／日曜日、祝日、年末年始※ 等 ※年末年始期間：12月30日～1月3日

(※)は次頁に掲載



(※1) 国が発表している下記の災害救助法適用地域(3月31日現在)

(多数の方が生命または身体に危害を受け、または危害を受けるおそれがあり、避難して継続的に救助が必要とされる災害救助法の適用を決定した下記の地域)

青森県:八戸市、上北郡おいらせ町

岩手県:全市町村

宮城県:全市町村

福島県:全市町村

茨城県:水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、同郡大洗町、同郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、同郡河内町、筑西市、稲敷市、北相馬郡利根町

栃木県:宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、那須塩原市、芳賀郡益子町、同郡茂木町、同郡市貝町、同郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、同郡那珂川町

千葉県:千葉市美浜区、習志野市、我孫子市、浦安市、旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町

(※2)支払期日

検針日の翌日から30日目。ガス料金のお支払いが、支払期日を経過しても支払われない場合は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息(1日あたり0.0274パーセント)を申し受けま

す。

